

2025年5月19日

株主各位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社ハウテレビジョン
代表取締役 音成 洋介

ストック・オプション（新株予約権）発行に関する取締役会決議公告

当社は、2025年5月19日開催の取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

- (1) 第6回新株予約権
- (2) 第7回新株予約権

2. 新株予約権の発行要項

- (1) 第6回新株予約権について別紙1「第6回新株予約権発行要項」のとおり
- (2) 第7回新株予約権について別紙2「第7回新株予約権発行要項」のとおり

以上

別紙 1

第 6 回新株予約権発行要項

1 新株予約権の数

新株予約権の数は 164 個とする。

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社の普通株式 100 株とする。ただし、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。なお、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法による募集株式の発行若しくは処分、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

3 新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4 新株予約権の割当日

2025 年 6 月 9 日

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 株につき金 1 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

6 新株予約権を行使することができる期間

行使期間は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から 40 年後の応当日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

7 新株予約権の行使条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれかが終了した日の翌日から、10日以内に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、配偶者・子・一親等の直系尊属に限り、本新株予約権者が死亡退任した日の翌日から3か月を経過する日まで、本新株予約権は行使できるものとする。

(3) 本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

ア 禁固以上の刑に処せられた場合。

イ 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合

ウ 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合

エ 当社、当社子会社又は当社関連会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

(4) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。

8 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 新株予約権者が第7項中に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

9 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するも

のとする。

1 0 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から、前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

1 1 組織再編行為の際の取扱い

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第5項に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第6項に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

1 2 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

別紙 2

第 7 回新株予約権発行要項

1 新株予約権の数

新株予約権の数は 150 個とする。

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社の普通株式 1 0 0 株とする。ただし、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。なお、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法による募集株式の発行若しくは処分、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

3 新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4 新株予約権の割当日

2025 年 6 月 9 日

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 株につき金 1 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

6 新株予約権を行使することができる期間

行使期間は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の 3 年後の応当日から発行日の 40 年後の応当日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

7 新株予約権の行使条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、配偶者・子・一親等の直系尊属に限り、本新株予約権者が死亡退任した日の翌日から3か月を経過する日まで、本新株予約権は行使できるものとする。

(3) 本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

ア 禁固以上の刑に処せられた場合。

イ 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合

ウ 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合

エ 当社、当社子会社又は当社関連会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

(4) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。

8 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 新株予約権者が第7項中に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

9 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から、前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11 組織再編行為の際の取扱い

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第5項に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第6項に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅

い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

1 2 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上